

海岸保全基本方針・海岸保全基本計画

はじめに

平成11年の海岸法改正により、主務大臣である農林水産大臣及び国土交通大臣は、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（以下「海岸保全基本方針」という）」を定めることが義務づけられています（海岸法第2条の2）。

また、都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という）」を定めることが義務づけられています（海岸法第2条の3）。

海岸保全基本方針

海岸保全基本方針は、「海岸の防護」、「海岸環境の整備・保全」、「公衆の海岸の適正な利用」の調和のとれた海岸の保全に関する基本的な方針を全国的観点から定めており、平成12年5月に初めて作成され、平成26年の海岸法改正を踏まえ、平成27年2月に変更しています。

直近では、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、海岸保全を過去のデータに基づきつつ、気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11月に変更しています。

海岸保全基本計画

海岸保全基本計画は、海岸保全基本方針に基づき、海岸の保全に関する事項や海岸保全施設の整備に関する事項を定めるものであり、全国の71の沿岸で定められています。

海岸保全基本方針（主務大臣）

- 内容
海岸保全の基本理念、広域海岸の区分等
- 手続
海岸保全基本方針の案の作成
↓
協議 → 関係行政機関の長
↓
海岸保全基本方針の策定

海岸保全基本計画（都道府県知事）

- 内容
海岸保全の基本事項、施設の整備に関する事項等
- 手続
海岸保全基本計画の案の作成
↓
学識経験者
↓
意見
↓
関係市町村長
↓
意見
↓
関係海岸管理者（港湾管理者等）
↓
意見
↓
海岸保全基本計画の決定

防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全

図1 海岸保全基本方針・海岸保全基本計画の作成の流れ

表 気候変動影響の将来予測	
平均海面水位	●上昇する
高潮時の潮位偏差	●極値は上がる
波浪	●波高の平均は下がるが極値は上がる ●波向きが変わる
海岸侵食	●砂浜の6割～8割が消失

海岸保全基本計画の作成に当たっては、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取や、必要があると認められる場合に海岸に関する学識経験者の意見聴取を行うこととしています。

また、海岸保全施設の整備に関する事項については、関係海岸管理者が作成する案に基づいて定めるものとしており、海岸管理者は当該案の作成に当たって、必要があると認められる場合には、公聴会の開催など関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとしています。

気候変動を踏まえた海岸保全基本方針の変更と海岸保全基本計画の見直し

令和2年11月に変更した海岸保全基本方針では、高潮対策については、これまでは既往最高潮位又は推算潮位に波浪の影響を加えて計画外力を定め、これらに対して防護することを目標としてきましたが、気候変動に伴う平均海面水位の上昇や、将来予測される潮位偏差や波浪を適切に反映して防護水準を定めることとしています。

また、侵食対策については、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮し、継続的なモニタリングにより流砂系全体や地先の砂浜の変動傾向を把握し、侵食メカニズムを設定するとともに、将来変化の予測に基づき、順応的砂浜管理を行うこととしています。

現在、こうした方針に基づき、各沿岸において、気候変動による影響を考慮した海岸保全基本計画への見直しが進められています。

対象とする外力の将来予測は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書第1作業部会報告書で用いられた代表的濃度経路（RCP）シナリオのうち、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）における将来予測の平均的な値を前提とすることを基本としています。ただし、RCP2.6シナリオにおける外力の変化にも予測の幅があること、また、2℃以上の気温上昇が生じる可能性も否定できないことから、RCP8.5シナリオ（4℃上昇相当）等については、地域の特性に応じた海岸保全における整備メニューの点検や減災対策を行うためのリスク評価等の参考として活用するよう努めることとしています。

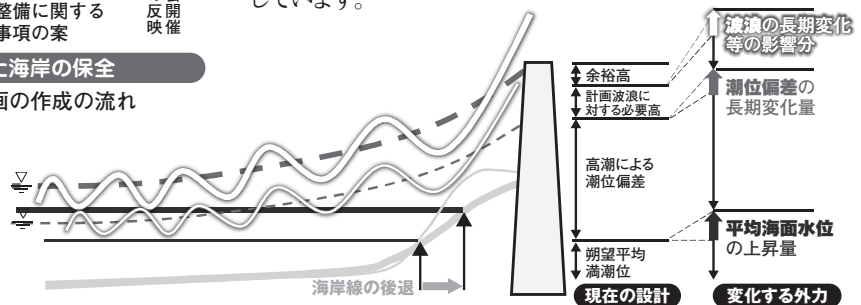


図2 気候変動による外力変化イメージ